

2018年5月27日 ii 5月28日付記1 5月29日付記2・訂正・付記3・微修正

5月30日 6月1日

頭の整理 補遺 3bis

竹濤軒

『朝日新聞デジタル』が、財務省が新たに公表した文書群について論じている。論じ方にいろいろ問題がある。

「森友・加計問題、新たな文書が焦点に あす集中審議」2018年5月27日5時9分

[https://digital.asahi.com/articles/ASL5V4WRJL5VUTIL01B.html?\\_requesturl=articles%2FASL5V4WRJL5VUTIL01B.html&rm=653](https://digital.asahi.com/articles/ASL5V4WRJL5VUTIL01B.html?_requesturl=articles%2FASL5V4WRJL5VUTIL01B.html&rm=653)

2018年5月27日閲覧

『朝日新聞』の記事は、2014年4月15日付の「森友学園と打合せ」という文書（pp87-88）から、「今後も、当方指示に真摯に対応することは期待しがたい」という近畿財務局の所見を引用する。『朝日新聞』は、この時点で近畿財務局が学園側に不信感を持っていたのに、6月2日に協力的になったこと（そして翌年5月の貸付契約にいたること）に注意を喚起し（→付記3の付記）、4月28日の会合で森友学園が安倍夫人の学校訪問に言及したことと関係があると示唆したいようである。さらにその4月28日の文書が今回の資料群に含まれていないことを問題にしている。

まず引用に問題がある。原文には、「国の対応の非難及び自己の主張の妥当性を一方的に述べるのみであり、今後も、当方指示に真摯に対応することは期待し難いという印象」（強調筆者）とある。この時期、近畿財務局と大阪府は、杜撰な計画について一方的に主張をまくしたてる籠池氏に辟易していたのである。他方、この文書にはこの頃新たなコンサルタント業者を籠池氏が雇用したことが記されている。その結果、2014年4月18日付の「大阪府に確認」という文書（pp92-93）では、大阪府の担当者が「今まで相手方と話しが通じなかった面があるが、今回、入ってきたコンサル（■）の■氏は、きちんとした話ができる相手方だと認識した。」と述べたことが記されている。ようやく現実的な交渉が始まったわけである。安倍夫人の存在を意識することで、事が動き出したわけではない。

次に、2015年11月12日に田村国有財産審理室長が電話で安倍夫人の付人であった谷查恵子氏の質問に答えた文書（pp722-723）をとりあげている。谷氏は、11月10日に国有財産業務課に問い合わせているが、このときは担当者が不在で折り返しの連絡となった。二日

後に田村審理室長が担当者として答えたのは、この案件について近畿財務局から連絡を受けており、法律面の相談に乗ったりしていたからであろう。

『朝日新聞』の記事は、この文書を「昭恵氏付の職員だった谷査恵子氏が、「優遇」を求める学園側の要望を伝えていたと記載された文書」と紹介し、「優遇を受けられないかと総理夫人に照会があった」という文書中の文言を引いている。ここでもまず引用に問題がある。原文には、「社会福祉法人同様、優遇を受けられないか」（強調筆者）とある。籠池氏は貸付契約締結後も執拗に賃料値下げを要求しており、この時期には、国有地を介護施設に定期借地する場合に賃料を減額する優遇措置が検討されているという新聞報道に気がつき、小学校建設用地にも適用して欲しいと要求しているものである。決して安倍夫人の知り合いだから優遇して欲しいと言っているわけではない。しかもこの要求は当然のことながらあっさり却下されている。

さらに『朝日新聞』の記事は、田村国有財産審理室長の回答から「現行ルールのなかで最大限の配慮をして対応している」という文言のことさらめいた引用をしている。「最大限の配慮」というところに注目を集めようとしているようである。田村氏の回答の全文を示そう。

森友学園に対する国有地の貸付け・売り払いについて、財務省として、現行ルールのなかで最大限の配慮をして対応しているところであるが、なかなか先方（森友学園一筆者）が理解してくれないところ。①については、森友学園側が早期に国有地を使用したい事情があり対応したもので、貸し付ける以上は適正な対価を徴することが法令上必要である。②については、民法上も有益費の返還は賃貸契約終了時であるが、契約上は、国が返還時期及び方法を決定できることとしており、返還の前倒しを可能としているところ。契約に至る交渉過程においてなるべく早期に返還すると説明していたことから、27年度内の支払いを主張されているものと思うが、国交省特別会計における予算措置が前提と説明しており、それが28年度となるもの。

森友学園側からは、土壌汚染・地下埋設物の除去工事中の賃料の免除、有益費の27年度内の支払いの要求がなされているのであるが、いずれも法令・契約にもとづき却下されている。ここで「最大限の配慮」とは、土地を早期に手に入れたい森友学園のために売却前の長期貸付を認めたこと、有益費を契約終了時でなく早期に返還することを認めたことを指すものであろう。いずれも近畿財務局と森友学園の駆け引きのなかで決まったことであり、財務省本省の指示は知られていないし、まして安倍夫人の影響力を示すものはとくに無い。さらに言えば、森友学園に国有地の長期貸付の方針が認められたのは、土地所有者である大阪航空局が早々に（2013年時点）それがかまわないという意向を示していたことが大きいと思わ

れる。財務省が安倍夫人のために最大限の配慮をしているかのような記事の書き方は問題があろう。さらに大事な点は、安倍夫人は要望の取次ぎはしているが、籠池氏の要望はすべて却下されている、一切「神通力」は発揮していないということである。

『朝日新聞』の記事は、売却価格の値引きについて、2016年5月18日付の「豊中小学校事案に係る応接記録」という文書（pp881-882）から籠池氏の「とんでもない土地であることを踏まえてそれなりの金額を出すべき」という文言を引いている。大幅値引きの根拠となったのが、学園側が発見した「新たなゴミ」の存在によるということを印象付けるための引用である。さらにその交渉中に安倍夫人の名前が出されたことにも何か意味があるかのように記されている。

重要な論点が抜け落ちた整理である。「学園側が発見した「新たなゴミ」という言い方がまず不正確である。大阪航空局・近畿財務局と業者は、2015年9月4日に校舎建築に支障の無い地下埋設物は除去しないということで合意している（補遺2、pp669-672）。この情報は森友学園側には知らされていなかった。2016年3月11日に、そのときの会合メモを発見した森友学園側が激昂して近畿財務局に抗議の電話をかけた（p.808）のが、値引き問題の始まりである。森友学園からすれば、契約時の説明になかった「隠れた瑕疵」をさらに隠蔽されたかたちであり、近畿財務局側としては弁解の余地がない。弁護士が入って損害賠償請求も辞さない姿勢が示される。その上で、土地の現状を踏まえた価格での買取が学園側から提案され、近畿財務局・大阪航空局はそれに乗る事になる（この頃森友学園の弁護士から支払える上限が1億6000万円であることが伝えられている\*）。両者の目標は、瑕疵責任問題から解放されることであり、地下埋設物を完全完璧に除去するために必要な金額の最大限の極端な見積もりを踏まえて値引きをすることによってこれ以降の一切の抗議を受けないという方向に持っていきかけたのだらうと私は推測する。

\*2016年3月31日付の「豊中小学校事案に係る応接記録」（p.870）には、同日、森友学園の弁護士から、近畿財務局に対して、大阪府の認可基準の関係で開校までに負債比率を30%以下にする必要があること、そのため大きな借入ができないこと、土地の購入には借入金に頼らざるを得ないが、購入価格が高くなると負債比率30%以下を維持できなくなり買受が不可能になること、今後の交渉で負債比率の問題がポイントになることが伝えられたことが記されている。

その結果4月14日に大阪航空局から「地下埋設物撤去及び処理費用」として8億1974万1947円の見積もりが出される。5月31日には不動産鑑定評価書が出され、正常価格として9億5600万円という金額が提示され、地下埋設物撤去及び処理費用を加味した意見価格として1億3400万円が提示され、後者の価格が売払価格として森友学園へ通知された

(「書き換え前決裁文書」中「13. 予定価格の決定(売払価格)及び相手方への価格通知について(平成28年5月31日)」)。

5月18日の近畿財務局と森友学園の交渉は、大阪航空局が撤去費用の見積もりを出してから、最終的な価格通知がなされるまでの間に行われたものである。『朝日新聞』の記事は「とんでもない土地であることを踏まえてそれなりの金額を出すべき」という箇所は引用しながら、肝心の森友学園の要求金額には触れていない。籠池理事長と近畿財務局との間で次のようなやりとりがあったと文書には記されている。

理事長)・・・略・・・

我々に相当の負担が生じている状況下で、今後、訴訟をしませんよといった条件で土地を買受けるのであれば、金額は限りなくゼロに近いものであるべき。(強調筆者)

当【当方=近畿財務局】

鑑定評価中であるが、そのような金額にはならない。少なくとも国が支払った有益費を下回るような金額が出ることはないと考える。

籠池氏が訴訟をチラつかせながら、売払い価格を只にするように迫っているのに対して、4月に大阪航空局が森友学園に支払った有益費を限度として近畿財務局は防戦している。一部報道では、近畿財務局がゼロ円に近くなるように努力していると述べたことになっているがそんなことはない。確かに航空局が支払った有益費と売払い価格が同じなら差し引きゼロであるが、籠池氏の要求は、売払い価格自体をゼロ円にしろというものであり、近畿財務局はそれに必死に抵抗していることがこの文書から窺える。

このような厳しい交渉の中で安倍夫人の影響力は全く感じられない。疑問に思う人は、まずこの文書群を通読すべきである。

#### 付記1

2016年4月における地下埋設物の除去費用の見積の経緯に関して、2018年5月28日の参議院予算委員会において長妻昭氏の質問に太田理財局長と国土交通省蝦名航空局長が次のように答えている(ネット上の映像を確認)。

2016年4月12日(正式の見積が提出される二日前)に大阪航空局が見積の試案としておよそ6億7千万円という金額を近畿財務局に提示した。これに対して、近畿財務局は、この試案が校舎部分の地下埋設物除去費用のみの見積もりであったため、既に業者の試掘

により地下埋設物があることが森友学園側にも知られているグラウンド側も含めて見積もるよう提案した。近畿財務局より、それは将来に渡って瑕疵があると言われない様にするためであるとの説明がなされた。

これが本当であれば、ここでわかることは、最終的な売払価格は大阪航空局、近畿財務局、森友学園の三者の間で決定されたものであり、財務省本省も、国土交通省本省も、安倍夫人も、安倍首相も関わっていない（学園側からの圧力が問題であり上からの圧力はなかった）らしいということである。

それでも長妻氏は真相解明が国民のためになるのだから追求を続けるという。しかし、上の説明以上に何を求めるのだろうか？隠れた瑕疵に対するさらなる抗議や損害賠償の可能性を根絶するために過大な見積をしてしまったということではあるのではないか。これについて国会で延々と追及のパフォーマンスを続けることが国民のためなのか？

やりたければやればよい。しかしまず、安倍夫人を疑い続けたことについて謝罪があってもよいのではないか？確たる根拠のない疑惑で人を非難しつづけてきたことについて反省は無いのか？それとも極悪非道な権力に真相追求を妨害されたから誤解したのであって我々はむしろ被害者だ、全く悪くないと言うのだろうか。

最初の目標を見失っても、あくまで無垢な正義の追及者という自らの使命だけは堅持する。立派なことなのだろう、きっと。

長妻氏は、この出来事の犠牲者に言及した。その悲劇の発端が自分たちの空騒ぎにあるとは少しも考えないのであるだろうか？

## 付記2

相変わらず『朝日新聞デジタル』が問題のある報道を続けている。

「森友ごみ撤去費 1.5 億円増額 財務局の働きかけ認める」2018年5月29日6時36分  
[https://digital.asahi.com/articles/ASL5X5CR9L5XUTIL02V.html?iref=comtop\\_latestnews\\_03](https://digital.asahi.com/articles/ASL5X5CR9L5XUTIL02V.html?iref=comtop_latestnews_03)

2018年5月29日閲覧

付記1で記した件についての報道であるが、地下埋設物の撤去範囲を広げて見積もりなおすように近畿財務局が大阪航空局に要請した理由（将来の瑕疵責任追及の可能性をなくす）

に全く触れていない。この間の値引き交渉で森友学園側が損害賠償に言及していたことにも触れていない。

### 付記 3

テレビ朝日の報道ステーション（5月23日）で、財務省が公開した「本省相談メモ」中の文書について不正確な報道をしていることを和田正宗氏が指摘している。テレビ朝日のウェブサイトを確認したが、確かに大変問題のある報道の仕方である。

和田正宗「テレ朝「報道ステーション」 森友問題でねつ造に近い内容に改変」

BLOGOS 2018年5月28日16時3分

<http://blogos.com/article/300269/>

2018年5月29日閲覧

さて、改めて冷静に「本省相談メモ」を見返すと、いろいろ面白い発見があったので記しておく。

この文書は、近畿財務局からの相談を財務省本省の国有財産審理室が検討したものである。森友学園から国有地取得の要望受理後、学園側が主張ばかりでなかなか所定の手続きを進めてくれないことに困った近畿財務局が対応の仕方を財務省本省の国有財産審理室に相談したものである。

興味深い箇所を引用する。まず平成26年5月8日付の文書からである。

大阪府の設置認可に係る審査状況については、大阪府の担当者（私学・大学課）は書類の提出が不十分であり、現状においては審査できる状態にないとの報告を受けている。一方、相手方は本年7月に府に対して設置計画書を提出するとしており、コンサルタントを雇うなど設置認可に係る書類作成作業を進めている。

2014年5月上旬の時点で、森友学園側が必要書類をきちんと提出していなかったこと、コンサルタントを雇ってようやく7月に向けて書類の作成に取りかかったところであることが知られる。

おなじく5月8日の文書に次のようにある。

本財産の貸付については、財産を所管する大阪航空局から「先方の要望に沿った貸付契約で構わない。」との意向が示されていることから、改めて相手方の利用計画

等を確認した上で、本件が売り払いを前提としたもので、公用・公共又は公益事業の用等に供する場合に該当することから、本省の個別承認により新規貸付を行う方向で対応する。

長期貸付の後に売却する特例処置の方向を是としたものである。その理由として、地主である大阪航空局がそれで構わないと認めていること、売却が前提であること、公共目的の使用であることが挙げられている。手続きとして財務省本省の承認という形を取ることが記されている。やはり大阪航空局の意向が重要であったことが確認される。安倍夫人のおかげではまずない。

最後に 5 月 9 日付の文書からであるが、これは国有財産管理室が近畿財務局に相手方への回答の案を示したものである。その中に次のようにある。

本件取得等要望書については、平成 25 年 9 月 2 日に要望書を受理し、審査を続けてきましたが、未だ事業計画の実現性等において対外的な説明が可能な資料をいただけておりません。つきましては、4 月 28 日の打合せで、本年 7 月を目標として大阪府への小学校設置に関わる計画書を提出すると伺いましたので、当局の審査をそこまではお待ちいたします。それまでに、資金計画の裏付け、収支計画、スケジュール等の具体的かつ精緻な資料を作成の上、当局に提出願います。7 月中に大阪府が設置計画書を正式受理しない場合には、要望にかかる実現性がないものとして入札に移行させていただきます。

森友学園が 7 月までに書類を提出すると述べたのが、2014 年 4 月 28 日の会合においてであったことが知られる。安倍夫人から『いい土地ですから、前へ進めてください』という言葉を得ていると籠池氏が語った打合せである。財務省が、森友学園の申し出のとおり、7 月まで待つことにしたのは、新たなコンサルタント業者が間に入って実務的に事が動き出したことを評価したものであろう。しかし、それ以上は待てない、間に合わなければ入札に回すという最後通告でもある。安倍夫人のことは 5 月 8 日付文書の添付書類に記してあるので、近畿財務局も国有財産審理室もちゃんとそれを意識している。にもかかわらず、なんらかの優遇がなされたとは見なしがたいのである。

2014 年 4 月 28 日の会合の記録が新たに出てきても、特に認識を改めることにはならないように思われる。

### 付記 3 の付記

国有財産審理室は、7 月で審査を打ち切る理由について、森友学園から聞かれた場合の回答

の案も用意していた。

本件は取得等要望書を提出いただいた後、入札を待っている買受希望者もいる中で、本来の審査期間を大幅に延長して対応しております。先ほども申しあげましたように、本年 7 月に設置計画書を大阪府に提出すると伺いましたので、当局の審査をそこまでお待ちするものです。また、来年度に入札するためには、入札の前作業を開始する必要がありますが、当該作業スケジュールの関係からも、これ以上審査を先延ばしできないことをご理解ください。（下線筆者）

また 7 月に大阪府が計画書を受理しない場合の回答の案も用意されていた。

（不足している内容を説明）

本件について、当局も審査期間を大幅に延長して対応させていただいていたところでは。

このような状況において本件を進めていくことは難しいと考えられますので、要望書については「不適當」の回答を行わせていただきます。理念をお持ちになってご努力されていることは承知しておりますが、本地についてご縁がなかったということとなります。ご理解をお願いいたします。

報道ステーションは、上記引用の下線部のみを提示して、財務省が当初森友学園に対して不採用の回答をするつもりであったと報じているが、全く間違っている。繰り返すまでも無く、5月上旬の時点で財務省は7月まで書類を待つと言っているのであって、不採用の意向を持っていたわけではない。報道ステーションの報道は、財務省の対応方針を述べたのではない部分の文言を全く恣意的に切り抜いて、当時の財務省の姿勢を捏造して報じているものであり、言語道断である。

認可が下りた場合の学校建設のスケジュールの関係から豊中市への証明書（開発行為の承諾書）の即時発行を求める籠池氏の要望に関しても、国有財産審理室は次のような回答の案を出している。

当局の事務の流れは、提出された取得等要望書を審査の上、処分等相手方として適当という判断をした後、国有財産地方審議会及び大阪府私学審議会の答申を得て初めて貸付契約できることとなります。国有財産地方審議会の答申を得た後でなければ、本地を森友学園様に対して貸付を行う意思決定ができませんので、現段階でご要請の文書を近畿財務局から豊中市に提出することはできません。

この件に関しては、近畿財務局は独自に 5 月 12 日から豊中市との協議に入り（「森友学園等との交渉記録」 p.94 - 96）、6 月 2 日に別の形で解決される（開発行為の事前協議のみ可能にする文書の提出）。次はそのときの学園側への説明である（「森友学園等との交渉記録」 p.108）。

当初、豊中市においては、開発行為等について、土地所有者が異議無く同意する旨の承諾書（工事施工を含む）の提出を必要としておりましたが、当局の手続きとしましては、国有財産地方審議会及び大阪府私学審議会の答申を得て初めて貸付契約の締結となり、その後、工事施工が可能になりますので、豊中市が求める工事施工までを承諾するような文書を現段階で当局から豊中市に提出することは難しいため、当局において、貴学園の要望にできる限り沿うよう、開発行為の事前相談・協議の手続きのみ先行して進めることが可能となる文書の提出ができないか、豊中市と調整させていただきました。その結果、別添の文書であれば、当局から豊中市へ提出することが可能となりましたので、貴学園の了解がいただければ、当局から豊中市へ提出させていただきます。

なお、当局から当該文書を豊中市に提出する場合においても、本財産の処分相手を貴学園に決定しているものではないことを申し添えます。

報道ステーションは、上記引用の下線部のみを提示して、当初森友学園を不採用にするつもりだった近畿財務局が半月余り後に前向きな態度に変わったと報じているが、全くの間違いである。上記のとおり、近畿財務局は 7 月まで書類を待つという姿勢であり、その方針は 6 月に入っても変わっていない。結局、7 月 29 日に書類は提出される（「森友学園等との交渉記録」 pp129 - 130）。近畿財務局と豊中市との協議は、これとは別に、認可が下りた場合のスケジュールを考えて、近畿財務局が現実的な対応を模索したということである。

報道ステーションは、4 月 28 日に安倍夫人と籠池夫妻の並んで取った写真を冒頭に提示しており、安倍夫人の影響力に注意を向けようとしていることは明らかであった。しかし、安倍夫人が籠池夫妻にあったのが 4 月 25 日、それが近畿財務局に伝わったのは 4 月 28 日である。5 月上旬の近畿財務局の消極的態度が 6 月になって、もし変わったのだとしても（そもそも現実になんかそんなことは無いのであるが）、4 月末に籠池氏と安倍夫人の関係を認識したことをその理由とするのは無理であろう。